

# スポーツ庁

## 「感動していただけるスポーツ界」の実現に向けて ～第3期スポーツ基本計画の施行にあたり～

### 第1部

### 我が国における 今後のスポーツ施策の方向性

スポーツ政策の在り方を示すスポーツ基本計画についてスポーツ基本計画は、スポーツ基本法第9条第1項の規定に基づき、文部科学大臣が定めなければならないとされているスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画です。

第2期スポーツ基本計画（以下「第2期計画」という。）が令和3年度を期末とすることを受けて、今般、スポーツ審議会の答申を踏まえて、令和4年度からの5年間を期間とする第3期スポーツ基本計画（以下「第3期計画」という。）が、令和4年3月25日に策定されました。



（スポーツ審議会 早川会長から室伏長官への答申手交の様子）

### 第2期計画期間において生じた出来事

第2期計画期間中は、ラグビーワールドカップ2019が日本で開催されるなど、大規模なスポーツの国際競技大会が開催され、スポーツの意義を再確認する契機ともなりました。この流れのなか、令和2年夏の東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の開催

に向けて着実な準備が進められてきました。

しかし、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という。）の拡大が急速に進み、同年3月には、東京大会の1年延期が決定しました。国内のスポーツイベント等の開催自粛や全国一斉の学校休業要請が行われる中、日常生活は一変し、スポーツ活動どころか外出することすらはばかられるような厳しい環境下での生活を余儀なくされました。

他方、スポーツ関係者は、そうした状況を打開するため、ガイドラインを策定して感染症対策を徹底し、様々な創意工夫を凝らしながら、スポーツイベントや大会を開催するなど、スポーツを通じて、人々や社会を勇気づける取組、日常を取り戻す取組が続けられてきました。

こうした努力の積み重ねの中、令和3年夏、原則無観客での実施とはなったものの、1年延期された東京大会が開催され、世界中から集まったトップアスリートによる数々の熱戦が繰り広げられ、国内外の多くの人々にその様子が届けられました。

このような第2期計画の策定時には予期しえなかった事象に加え、我が国のスポーツ界を取り巻く様々な社会環境もまた、大きく変化しています。

少子高齢化の進展は、スポーツに参画する者やそれを支える担い手の不足、学校部活動や地域におけるスポーツ・運動環境の維持の困難さにつながり、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていると考えられます。また、社会の隅々まで様々な技術革新が急速に広がる Society5.0 時代が到来し、先端技術の活用を通じて人々のライフスタイルも大きく変わろうとしています。さらに、国際的には、スポーツの力を活用して、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取組が様々な形で進展しています。

以上のような動向も踏まえつつ、第3期計画は、第2期計画から引き継ぐべき基本的な考え方等とともに、新たに取り入れるべき考え方や政策等は何か、といった「不易と流行」を意識した内容となっています。

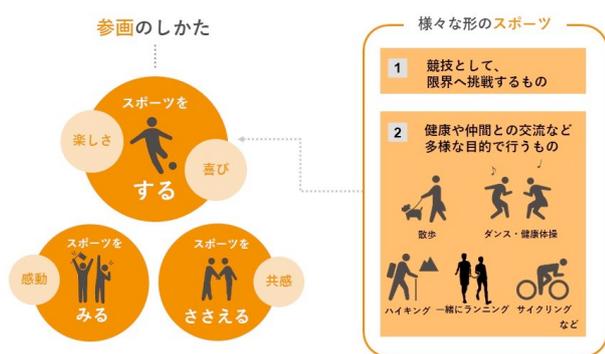
## スポーツ基本計画における「スポーツ」の捉え方

スポーツ基本法の前文において、「スポーツは、世界共通の人類の文化である」と示されています。この前文の趣旨を踏まえ、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツへの様々な参画を通じて、より多くの人々がその楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立を目指して、スポーツ基本計画においては必要な方針や具体的施策等を示すことが求められています。

それに当たり、第3期計画ではまず「スポーツ」の捉え方を掲げています。第3期計画では、

- ① スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「自発的な」参画を通して、「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を持ち、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being」の考え方にもつながるもの、
- ② ①を基本としつつ、スポーツを通じて「地域社会の再生」「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」「国民経済の発展」「国際相互理解の促進」等の他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという社会活性化等に寄与するものとして、「スポーツ」をとらえています。第3期計画では、このようなスポーツの価値を更に高めていく施策に取り組み、スポーツの多様性と可能性を追求していくことが必要となると示しています。

スポーツは「みんなのもの」



## 新型コロナウイルスの影響と東京大会の開催を通じて再確認された「スポーツの価値」

これまで「スポーツの価値」の重要性は認識されてきましたが、特に第2期計画期間中では、以下の2つの大きな出来事によって改めてその重要性を確認することとなりました。

一つは、前述した、「新型コロナウイルスの感染拡大」です。新型コロナウイルスの影響によって、スポーツが、日々の生活から失われたり、制限されたりしました。これによって、個人にとって見た場合には、体力の低下やストレスの増加といった心身の健康保持への悪影響、閉塞感のまん延、日頃の成果発表の機会の喪失等の悪影響が生じました。また、社会にとって見た場合には、スポーツを核にした地域における交流の不足や、企業収益の低下など、国民生活や社会活動に様々な悪影響を及ぼしたところでした。このような様々な影響が顕在化したことで、むしろ、スポーツが、我々の生活や社会に活力を与えるなど優れた効果を及ぼす重要な価値を持っていることを改めて示すこととなり、一層の力を入れてスポーツ実施の推進を図るべきことが認識されたところでした。

もう一つは、こちらも前述した、東京大会の開催です。開催前は、大会開催の是非を含めて様々な声が寄せられた東京大会ですが、そのような中、史上初めて大部分の競技を無観客として大会が開催されました。その結果、大会に「する」「みる」「ささえる」という様々な立場で参画した人々はもとより、開催地である我が国、そして世界中の人々や社会に対して以下のようなスポーツの力による大きなプラスの影響をもたらしたと第3期計画では評価しています。

- ・ 困難な状況下でも、世界中のトップアスリートが全力で競技に挑む真摯な姿は、国内外の多くの人々に感動をもたらした。
- ・ 初めて目に触れる競技等に加え、選手たちが励ましたたえあう姿を見て、スポーツの持つ素晴らしさを確認した。
- ・ 様々な関係者やボランティアの姿を通して、スポーツを支えることの重要性を再確認することができた。
- ・ 「多様性と調和」をコンセプトに、「オリ・パラ一体」を目指し、大会を通して、共生社会を育むことの重要性を認識した。

他方、SNS 等による選手への誹謗中傷や熱中症の課題等、スポーツの価値を享受する前提を脅かす事態等への対応の必要性を再認識したところでした。

このように、東京大会の開催を通じて得られた経験は、今後、我が国のスポーツ界がより発展し、また、スポーツを通じて社会の活性化や課題解決を図っていくために極めて重要な意義を持つものであったとして第3期計画では位

置づけています。

以上のような2つの大きな出来事等により再確認された「スポーツの価値」が発揮されるために、第2期計画に掲げられている「中長期的なスポーツの政策の基本方針」等も踏まえつつ、第3期計画においては以下のような打ち出すべき施策の方向性が示されています。

## 中長期的なスポーツ政策の基本方針と第3期計画における「新たな視点」

第2期計画では、①スポーツで「人生」が変わる、②スポーツで「社会」を変える、③スポーツで「世界」とつながる、④スポーツで「未来」を創る、という4つの中長期的な基本方針を掲げました。第3期計画では、この4つの中長期的な基本方針は引き続き踏襲しつつも、この基本方針に沿った具体的な施策を検討・実践するにあたり、スポーツを取り巻く環境や社会状況の移り変わりとともに、基本方針の指す内容や、実現するための手立てが大きく変化したと示しています。例えば、「人生」であれば、働き方や生活様等々のライフスタイルの変化が生じていることに加え、「人生100年時代」と言われる中で既存のライフステージ・ライフコースにとらわれないような変化が生じています。また、「社会」であれば、情報化社会・技術の進歩や、様々な視点・価値観を共有し合う多様性を尊重する声の高まりが大きくなっています。そして、「世界」については、ポストコロナ社会を展望していけば、グローバル化・国際化の進展に迅速かつ的確に対応していく必要性が高まっています。最後に「未来」については、人口減少社会を迎えると言われている中で、いかにして「持続可能な社会」を作り上げていくのか（SDGsの展開等）について検討していくことが急務となっています。

以上のように、中長期的な基本方針を踏襲しつつ、生じている社会変化や出来事等を踏まえ、第3期計画において施策を示すに当たり、真に「する」「みる」「ささえる」ことを実現できる社会を目指すため、以下の3つの「新たな視点」において具体的な施策を位置づけていくことが必要であると第3期計画では示しています。

- ① 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す、スポーツを「つくる／はぐくむ」という視点
- ② 様々な立場・背景・特性を有した人・組織が集まり、課

題の対応や活動の実施を図る、スポーツに「あつまり、ともに、つながる」という視点

- ③ 性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る、スポーツに「誰もがアクセスできる」という視点

以下、第1部に示した以上のようなスポーツ施策の今後の方向性のもと、今後取り組むべき施策と目標について、第2部ではお示します。

## 第2部

# 今後取り組むべき スポーツ施策と目標

## 第1章 東京大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けての重点施策

前述の通り、過去に例のない形で開催された東京大会。この東京大会を経た後の、我が国におけるスポーツの在り方は、ひとえに、東京大会開催を通じて得られた「スポーツ・レガシー」を、どのように継承・発展していくのかにかかっていると看做しても過言ではありません。

そのため、第3期計画においては、東京大会の有形・無形のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けて、従前の方法に加え、新たな考え方・視点・手法を取り入れ、様々な関係者との連携・協力の下、以下に掲げるとおり、特に重点的に取り組むべき施策群を示しています。

### (1) 持続可能な国際競技力の向上

日本代表選手団は、東京オリンピック競技大会では金メダル数、総メダル数ともに過去最高を更新し、東京パラリンピック競技大会においても総メダル数は過去最高に迫るなどの優秀な成績を収めました。北京冬季大会においてもオリンピックでは総メダル数が過去最高を更新し、パラリンピックでは前回大会を上回る金メダル数となるなど、第2期計画で掲げた政策目標に大きく近づく成果を上げています。このような成果が一過性のもので終わらぬよう、継続して我が国の国際競技力向上に向けた施策を効果的・効率的に進めていく必要があります。

2021年12月に策定した「持続可能な国際競技力向上プラン」を踏まえ、中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、アスリート育成パスウェイの構築、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援やトレーニング環境の充実、地域の競技力向上に向けた体制構築等に取り組み、すべてのアスリートが可能性を発揮することができる環境の実現を目指します。

## (2) 大規模大会の運営ノウハウの継承

我が国で国際競技大会を開催することは、我が国の競技力向上に資する環境の構築などスポーツの振興につながるだけでなく、世界のトップアスリートの競技を目の当たりにすることを通じて多くの国民に夢や感動を与えることにつながります。さらに、大会・イベントの開催は、地域の一体感の醸成やスポーツ人口・関心層の拡大等の社会的効果や、観光客数の増加等の経済効果の創出につながります。新型コロナウイルスの影響下という極めて困難な状況の中でも、我が国において東京大会を安全・安心に開催することができた運営ノウハウを整理・蓄積し、大会の積極的な招致・開催が円滑に行われるよう、関係団体等との連絡調整を行い、必要な協力・支援を行っています。

## (3) 共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進

東京大会は、国籍、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず多様な人が同じ場に集い、競い合い、互いを認め合う場となりました。こうした姿は、世界中の人々に大きな感動を与え、相互理解を一段と深めるとともに、共生社会の価値を実感させました。こうした機運向上を契機として、国籍・性別・年齢・障害の有無等にかかわらず、誰もがスポーツに参画できるような機会の創出・意識の醸成に取り組みます。

特に、東京大会を契機に整備された施設に関する情報発信を行う等、実施者のニーズを踏まえた環境整備を促進します。また、東京大会では、選手村に理学療法士等も含めスポーツ医・科学の素養を持つ多様な職種を配置して選手のサポートを行い、高い評価を得ました。こうしたサポートが受けられる環境は、大規模国際競技大会の場面のみならず、恒常的なアスリートのサポート、ひいては人々の日常的なスポーツの場面にも展開することが重要であり、多

様な人材の養成・活用を図っていきます。

さらに、機運向上も生かし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等を受けて減少した子供のスポーツ実施機会を取り戻し、学校における体力向上に向けた継続的な取組の充実や、地域におけるスポーツ機会の確保方策等の総合的な対策に取り組みます。

## (4) 地方創生・まちづくり

全国各地で特色ある「スポーツによる地方創生、まちづくり」の取組を創出させ、スポーツを活用した地域の社会課題の解決を促進することで、スポーツが地域・社会に貢献し、競技振興への住民・国民の理解と支持を更に広げ、競技振興と地域振興の好循環を実現します。



## (5) スポーツを通じた国際交流

2014年より、①スポーツを通じた国際協力及び国際交流、②国際スポーツ人材育成拠点の構築、③国際的なアンチドーピング推進体制の強化支援を柱とする「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムに取り組んできました。我が国主導で実施された本事業は、結果的に令和3年9月末までに204か国・地域の約1,300万人にスポーツの価値を届けることができました。このSFT事業で培われた官民ネットワークを東京大会後も活用し、より一層スポーツを通じた国際協力による我が国の国際的な存在感の発揮や、持続可能な開発目標 (SDGs) への貢献を目指しています。

## (6) スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保

東京大会において課題となった熱中症等の心身の安全・安心を脅かす事情については、一般的なスポーツ活動においても同様に課題となるものであり、東京大会における対応等も踏まえ、選手を熱中症等から守るための対策の徹底や、夏季期間における練習・大会に関する健康面からの見

直しの検討など、スポーツ活動全般において、実施する者の安全・安心の確保が図られるよう取り組んでいきます。

また、東京大会に出場したアスリート等に対する誹謗中傷の事案等も踏まえ、心理面のサポートの充実等のアスリートのメンタルヘルスの向上に取り組み、安心して競技できる環境づくりを進めます。

さらに、スポーツを「する」人々だけでなく、「みる」人々や「ささえる」人々の安全・安心にも配慮した形で、スポーツ施設の整備・運営を行うとともに、スポーツボランティア等の参画を促進します。

## 第2章 スポーツの価値を高める「新たな三つの視点」を支える施策

第1部においてお示したような第3期計画の3つの「新たな視点」ごとに、以下のような重点施策について取り組むことを第3期計画において示しています。

### (1) スポーツを「つくる／はぐくむ」 (新たな視点①)

既存の枠組みや考え方のみにとらわれず、社会情勢や状況等に応じて、不断に柔軟に見直し・改善し、最も適切・有効な、あるいは個々の状況等に応じた方法やルールを考え出したり、創り出したりするような以下のような取組を促進・推進していきます。

- ① 多様な主体が参画できるスポーツの機会創出
  - ・ 性別、年齢、障害の有無等に関係なく、多様な主体それぞれがスポーツに参画できる環境の構築等
  - ・ 教員も含めた指導者の養成や、体育の授業等の運動に親しむ機会のさらなる充実
  - ・ 子供たちが参加する大会の在り方の不断の見直し など
- ② 自主性・自律性を養う指導ができるスポーツ指導者の育成
  - ・ 公認スポーツ指導者制度（(公財)日本スポーツ協会）等の指導者講習や資格取得の充実を支援
  - ・ 暴力・不適切指導の根絶 など
- ③ スポーツ界におけるDXの導入
  - ・ VR・ARや先進的なデジタル技術等を活用した、新たなスポーツ実施機会の創出、選手強化活動における分析や支援 など

### (2) スポーツで「あつまり、ともに、つながる」 (新たな視点②)

様々な立場にある人々が、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、機運を醸成します。また、スポーツの機会の提供や社会経済の活性化にあたり、様々な人々・組織が「あつまり」、「ともに」課題の解決等に取り組めます。そのためにも、以下のような取組を促進・推進していきます。

- ① スポーツを通じた共生社会の実現
  - ・ 施設の整備やプログラムの提供、啓発活動等を通じて、様々な立場・状況の人が「あつまり」、「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築 など
- ② スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力を通じた我が国のスポーツ体制の強化
  - ・ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化を図るための経営人材の育成やネットワークの構築
  - ・ 国、地方公共団体の様々な部局、スポーツ団体、企業、保険者等の関係機関・団体等の取組の一体的な連携 など
- ③ スポーツを通じた国際交流・協力
  - ・ スポーツ分野の政府間協力の推進、国際スポーツ界の意思決定への参画、日本のスポーツの魅力発信 など

### (3) スポーツに「誰もがアクセスできる」 (新たな視点③)

誰もがスポーツに参画し、スポーツの価値を体感できるような社会を実現するために、その前提として、年齢や性別、障害、経済的事情、地域事情の差等によって、スポーツに取り組むことを諦めたり、途中で理不尽・非合理に離れたりすることがないように社会の実現や機運の醸成を図るため、以下のような取組を促進・推進していきます。

- ① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供
  - ・ 総合型地域スポーツクラブの体制強化・役割の拡大等を通じた地域スポーツ環境の構築
  - ・ オープンスペース等のスポーツができる場の創出、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化の推進 など
- ② アスリート育成パスウェイの構築及びスポーツ医・科学、情報等による支援の充実
  - ・ オリンピック・パラリンピック競技とともに、アスリートの発

掘・育成・強化までを一貫して行うNFにおけるパスウェイの構築の支援

- ・全国のアスリートがスポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられるよう、関係機関の連携強化や人材育成等の促進 など

③本人が望まない理由でスポーツを途中であきらめることがないような継続的なアクセスの確保

- ・本人の希望によらず、けが・障害や不適切な指導などの理由でスポーツの機会を失うことがないように、スポーツ実施者の安全・安心を確保 など

### 第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

第3期計画では、第2部第1章・第2章に掲げた施策も含めて、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む以下のような12の施策群を示しています。

まず、スポーツの振興を図るための施策として(1)「多様な主体におけるスポーツの機会創出」、(2)「スポーツ界におけるDXの推進」、(3)「国際競技力の向上」、(4)「スポーツの国際交流・協力」を提示しています。

次に、スポーツによる社会活性化・社会課題の解決を図るための施策として、(5)「スポーツによる健康増進」、(6)「スポーツの成長産業化」、(7)「スポーツによる地方創生、まちづくり」、(8)「スポーツを通じた共生社会の実現」を提示しています。

最後に、上記の施策を実現するための必要となる基盤や体制を確保するための施策として、(9)「担い手となるスポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化」、(10)「スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」、(11)「スポーツを実施する者の安全・安心の確保」、(12)「スポーツ・インテグリティの確保」を掲示しています。

#### (1) 多様な主体におけるスポーツの機会創出

国民のスポーツ実施率の向上を通じて、一人一人が日々の生活の中でスポーツの価値を享受することができる社会を目指します。具体的には、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%（障害者は40%）になることや、部活動改革の着実な推進、1週間の総運動時間が60分未満の児童・生徒の割合の半減、女性や働く世代・子育て世代のスポーツ実施率向上、UNIVASの認知度及び大学スポーツへの

関心度の向上などを目標とします。

競技に勝つことだけでなく「楽しさ」や「喜び」もスポーツの価値であるという認識の拡大を図り、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、運動・スポーツが実施できる環境整備を行います。

中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、まずは休日の部活動の運営主体の学校から地域への移行を着実に実施するとともに、地域において子供のニーズに応じた多種多様なスポーツを安全・安心に実施できる環境を新たに構築するため、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」で提言された改革の方向性・方策に基づき、運動部活動改革を着実に推進します。

また、女性の運動・スポーツの実施促進のための取組や、働く世代・子育て世代が通勤時間・休憩時間等を活用して運動・スポーツできるような環境整備を進めます。

大学スポーツ振興の土台となる機運の醸成・拡大に向けては、特に大学トップ層への大学スポーツ重要性の理解の促進、大学スポーツへの適切な関与・支援体制の構築の加速化を図ります。

#### (2) スポーツ界におけるDXの推進

IT化の進展の中、新型コロナウイルスのまん延による外出自粛の影響も受け、デジタル環境・データ環境の整備が急速に進展するとともに、屋内でできる活動に対する需要が高まっています。そのため、スポーツの実施において先進デジタル技術やデータの活用を促進することを目指し、地域で孤立している人や健康上等の理由で外出が困難な人など、多様な主体が平等にスポーツを実施できるよう、デジタル技術を活用します。また、AI、VR等の先端技術を活用した支援手法を含むスポーツ医・科学等の研究の推進や、スポーツに係るデータの集約・解析や様々な課題への活用等を実施するための体制の在り方について検討を進めます。

また、デジタル技術やそれによって得られた各種データを活用することによって、スポーツ観戦を中心とする分野におけるエンターテインメント性の向上、「する」分野における新たなスポーツの創造、教える分野における教授法の改革等が進展しつつあります。DXによるスポーツの価値向上やそれによる新たなビジネスモデル展開等への期待は高まっているものの、いまだ大きな進展が見られない等の現

状があります。そのため、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出を推進することを目指し、デジタル技術を活用したビジネスモデルの優良事例の収集・横展開、事業者への表彰や、競技者同士が場所・時間を気にすることなくスポーツを楽しむことができる取組を支援します。また、デジタル技術の活用やデータ分析等によるビジネスモデルを創出できる人材の育成・拡大を図ります。

### (3) 国際競技力の向上

オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会における日本代表選手の活躍は、国民の誇りや感動につながり、国に活力をもたらすものです。我が国の国際競技力の向上に向けて、第3期計画や「持続可能な国際競技力向上プラン」（令和3年12月策定）に基づき、以下の取組を着実に進めます。

一つ目は、中長期の強化戦略に基づく競技力向上を支援するシステムの確立です。NFが策定する中長期の強化戦略プランの実効化を継続的に支援するほか、NFが選手強化活動等を自立して進めていくための組織基盤の強化、女性アスリートの活躍のための環境整備等に取り組み、オリ・パラのNFの更なる連携を促進しながら、国際競技力向上の基盤を確立します。

二つ目は、アスリート育成パスウェイの構築です。国、地方公共団体、競技団体等が行うアスリートの発掘・育成・強化の取組を有機的に連携させ、アスリートが競技開始からトップレベルに至るまでの道筋（アスリート育成パスウェイ）の構築を支援します。

三つ目は、スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の充実です。スポーツ医・科学等の分野の研究を推進し、得られた知見の活用により、HPSCや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図ります。

四つ目は、地域における競技力向上を支える体制の構築です。HPSC、NTC競技別強化拠点、地域のスポーツ医・科学センターや大学等の連携を更に強化し、HPSC等に蓄積された知見の地域・社会への還元を図るとともに、地域における競技力向上を支える体制を整備します。

スポーツ庁では、これらの取組を通じ、持続可能な国際競技力向上を図ります。

### (4) スポーツの国際交流・協力

2024年パリ大会等に向け、国際的な情報収集や戦略的な情報発信を積極的に実施するため、国際スポーツ界において活躍できる人材の育成を支援し、政府間会合への参画及び合意事項の実現等により、スポーツの国際展開のための強固な基盤形成に取り組んでいます。

また、スポーツ産業の国際展開を促進するため、情報発信や国内外のネットワーキング支援を目的とするプラットフォーム「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」を展開し、日本が有する魅力的なスポーツコンテンツやスポーツ産業を積極的に国際展開していくことで、我が国のスポーツ市場を拡大していくことを目指しています。



(室伏長官が「ハンマー書道」で書いた直筆のJSPINロゴマーク)

東京2020大会の開催国として、スポーツを通じた国際協力及び交流等に官民協力で取り組んできたSFTプログラムによるレガシーを発展させ、国際的に日本のスポーツの存在感を示すとともに、SDGsの達成に貢献するため、官民協力による取組を先導し成果を国内還元するポストSFT事業を推進する取組を行っています。

また、今後我が国では、第19回FINA世界水泳選手権2022福岡大会をはじめ、様々な大規模国際競技大会が開催される予定です。国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上、国際交流・協力や経済・地域の活性化等に寄与していきます。

### (5) スポーツによる健康増進

国民医療費が年間40兆円を越え、高齢化の更なる拡大が予想される中、スポーツによる健康増進に対する期待が高まっています。地域住民の多様な健康状態やニーズに

応じてスポーツを通じた健康増進により健康長寿社会の実現を目指します。

特に、関係機関とも連携の上、健康増進に資するスポーツに関する研究の充実や利用促進を図ることは重要です。スポーツと健康の関係やスポーツ実施促進の効果的な方法等について、調査研究の充実と蓄積された科学的知見の普及・活用を図り、運動習慣者の割合の増加に取り組みます。

また、地域における科学的根拠に基づいた安全かつ効果的なスポーツの習慣化の促進により、住民の健康増進を図るとともに、教育・福祉関係部局・地方行政との連携や医療・介護とスポーツの連携を促進して、地域住民を医療・介護の場からスポーツの場へ誘導する仕組みを構築します。加えて、働く世代・子育て世代のスポーツ実施率が低い傾向にあること、テレワークの浸透等により生活習慣病、メンタルヘルス不調の課題が増加していることも踏まえ、従業員の健康づくりのためにスポーツの実施に積極的に取り組む民間事業者を増加させることで、働く世代・子育て世代のスポーツを通じた健康増進を図ります。

## (6) スポーツの成長産業化

スポーツの成長産業化に向け、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参画人口の拡大につなげるという好循環を生み出すことにより、スポーツ市場規模を2025年までに15兆円に拡大することを目指しています。

我が国では、日本プロサッカーリーグやジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ等の地域密着型のプロスポーツリーグ等において、地域とともに成長しようとする活動が拡大しつつあるなかで、スポーツ市場規模も2018年時点で約9兆円と順調に推移してきておりましたが、その後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による市場の伸び悩みが懸念されています。

スポーツ産業を再び活性化させ、成長産業化への道筋を明確なものとするため、スポーツ庁では、地域経済の活性化の基盤となるスタジアム・アリーナ施設の整備、プロスポーツを含めた各スポーツ団体と他産業とのオープンイノベーションによる新しいビジネスモデルの創出支援、経営人材の育成等によるスポーツ団体の経営力強化支援、アジア等の国際市場に対するスポーツコンテンツの輸出やインバウンド促進に向けた魅力あるスポーツ活動の促進に取

り組んでまいります。



（「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」選定表彰式のトロフィー）

## (7) スポーツによる地方創生、まちづくり

全国各地域が「スポーツによる地方創生、まちづくり」に取り組み、それらを将来にわたって継続させ、各地に定着させるよう、促進します。その結果として、スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合を2026年度末に15.6%（令和3年度）から40%まで増加させます。そのための具体的施策として、スポーツによる地方創生を加速化させるよう、地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊などの国の施策の活用を促進させるとともに、日々の個別具体業務の中で、スポーツによる地方創生とは「まちづくり」であることを意識し、「首長などのリーダーシップの下、地方公共団体内外の関係各所が連携して地域をあげて取り組む必要があること」「様々な地域のスポーツ資源がまちづくりの触媒になり得ること」など、従来の「発想を転換」して推進します。

こうした発想の下で具体的には、(1)から(12)の取組のほか、スポーツによる地方創生の取組の一つである「スポーツツーリズム」を更に推進するため、アウトドアスポーツ、武道などのスポーツ資源を活用したコンテンツを積極的に開発するとともに、担い手である「地域スポーツコミッション」の経営の安定性を高める活動に加え、経営の基盤となる人材の育成・確保に取り組みます。

## (8) スポーツを通じた共生社会の実現

誰もが「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、様々な立場・状況の人と「ともに」スポーツを楽しめる環境の構築を通じて、スポーツを軸とした共生社会の実現を目指します。

障害者のスポーツ実施率は、成人一般と比べると依然として大きな隔たりがあります。障害者の週1回以上のスポーツ実施率を40%程度（若年層は50%程度）、障害者の年1回以上のスポーツ実施率を70%程度（若年層は80%程度）、障害者スポーツを体験したことのある者の割合を20%程度とすることなどを目標として掲げ、障害者が身近な場所でスポーツを実施できるよう、地域の課題に応じたスポーツ実施環境の整備や障害者スポーツ用具の整備・利用促進に取り組むとともに、障害者スポーツに係る情報発信の充実やボランティアの参加促進等を通じて、一般社会における障害者スポーツの理解促進を図ります。

また、女性のスポーツ実施率が男性に比べて低いことも踏まえ、女性のスポーツ参画促進と、スポーツを通じた女性の活躍を図ることも重要です。女性のニーズや健康課題の解決が見込まれるスポーツに関し、個人や関係団体への普及啓発を行うとともに、女性がスポーツをしやすい環境整備等を促進します。さらに、スポーツ団体における女性理事の割合を、目標値である40%に近づけられるよう、スポーツ団体における女性役員の登用・育成を支援します。

## (9) スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

国民がスポーツに関わる機会を安定的に確保するためには、スポーツの機会提供等の主要な担い手となるスポーツ団体が、自主的・自律的にガバナンスを強化し、収益拡大等の経営力強化を図ることが重要です。

スポーツ団体の組織運営の透明性を確保するとともに、団体間の情報共有や外部人材の雇用創出等の支援により、戦略的な経営を行う組織体制の拡充を図るため、スポーツ庁では、関係団体と連携したスポーツ団体に対するガバナンス・コンプライアンス研修等の実施、スポーツ団体間の横連携を促進するための競技横断的な情報交換の場の確保、スポーツ団体に所属して戦略的な経営等を行う人材の育成や雇用創出支援等の施策に取り組めます。

## (10) スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができる「場づくり」を実現するため、スポーツ施設の全体最適化を進めながら、既存施設の有効活用やオープンスペース等のスポーツ施設以外のスポーツができる場の創出、ハード・ソフト両面のユニバーサルデザイン化の推

進等により、地域スポーツ環境の量的、質的な充実を進めていきます。

スポーツに関する地域の団体や人材連携の促進や、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の体制強化と役割の拡大、地域のスポーツ環境に係る情報の見える化などにも取り組めます。特に、総合型地域スポーツクラブについては、令和4年度から登録・認証制度の運用を47都道府県で開始し、質的な向上を図るとともに、スポーツ少年団については、受け入れ体制拡大のための指導者の確保や多様なタイプの少年団の増加を図ります。

また、国民がスポーツに親しむためにはスポーツに関わる人材の育成と活躍の場の確保も重要です。そのため、スポーツ庁では、スポーツ団体における人材育成計画の策定を促進するとともに、アスリートのキャリア形成、多様なニーズに対応できるスポーツ指導者の育成、選手を支える専門スタッフ等の活躍の場の拡充、スポーツ推進委員の有効活用等の取組を推進・支援していきます。

## (11) スポーツを実施する者の安全・安心の確保

スポーツを実施する者の心身の安全・安心を確保するためには、暴力や不適切指導等の根絶が必要ですが、各スポーツ団体における取組に差があることや、無資格指導者による不適切指導が一定存在しているなどの課題があるため、資格取得の促進や研修などを通じて暴力等を行わない指導者の養成を図りつつ、関係団体と連携した相談窓口の一層の周知・活用等に取り組めます。

また、アスリートに対するSNS等での誹謗中傷や写真・動画による性的ハラスメントが、スポーツ界全体として問題となっています。スポーツ庁では、統括団体をはじめとする関係団体等と連携してこれらの問題に関する意識啓発や相談窓口の周知等に取り組むほか、アスリート等に対する心理サポートの充実を図るなど、アスリートが安心してスポーツに取り組める環境づくりを進めます。

さらに、国民一人一人が安全・安心に、楽しくスポーツを実施できるような環境を整備するため、スポーツ安全に係る情報を発信し安全対策を促す仕組みの整備や、スポーツ関係者に対する事故防止に関する研修等の充実に取り組むとともに、今後の気候変動の状況や競技の特性を踏まえたスポーツ大会の開催時期等の見直しを図っていきます。

## (12) スポーツ・インテグリティの確保

国民・社会がスポーツの価値を十分に享受できるよう、グリーンでフェアなスポーツの推進に向けたスポーツ団体のガバナンス強化・コンプライアンスの徹底を図ることが重要です。スポーツ庁では、スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範となる「スポーツ団体ガバナンスコード」を策定しており、引き続き本コードの普及に努めつつ、制度運用等について必要な見直し等を行います。

また、スポーツにおける紛争解決制度の整備を進めるため、スポーツ仲裁・調停制度の理解増進を図るとともに、スポーツ団体が取り組む適切な紛争解決制度の構築やスポーツ仲裁機構における仲裁・調停制度の見直し等を支援していきます。

フェアプレーに徹するアスリートを守り、競技大会における公正性を確保するために、「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」を締結し、世界ドーピング防止機構（WADA）常任理事国として、国際的なドーピング防止活動に積極的に取り組んでいます。

また、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）との連携を図りつつ、アスリート等に対するドーピングの未然防止を目的とした教育・啓発活動、検査技術の研究開発などに積極的に取り組むとともに、若い世代を対象としたドーピング防止教育を推進しています。

加えて、アスリートにとってグリーンでフェアなスポーツに参加する権利が守られることも極めて重要であることから、ドーピング防止活動の充実も図っていきます。東京大会を通じて得られた知見・成果を活用し、国際基準等に基づき必要な検査体制を構築するとともに、国内の関係機関と連携を図り、国内関係者のドーピング防止活動に関する教育を一層推進していきます。また、世界ドーピング防止機構（WADA）への参画による国際的なドーピング防止活動にも貢献し、引き続きスポーツにおける公平性・公正性の確保に努めていきます。



(第3期スポーツ基本計画 紹介動画  
スポーツ庁のホームページにて公開中)